委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	久御山町	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kumiyama.lg.jp/soshiki_view.php?so_cd1=1&so_cd2=2&so_cd3	

執行機関名 久御山町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)による受給資格認定に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		久御山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3の項 久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)によ る受給資格認定に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	方)での他厚吉有及の厚吉児の倫他に関する法律と相よって、 <u>厚吉有及の厚吉児</u> の 其末的人権を真方式を個人としての黄端によったしい日常生活又は社会生活を覚ま。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者(重度心身障害児を含む。</u> 以下同じ。)並びに一人親家庭(母子家庭及び父子家庭をいう。以下同じ。)の児童及びその親の <u>健康の保持</u> 及び <u>福祉の向上</u> を図るため、医療費を支給することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号) 久御山町福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和50年久御山町規則第9 号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の 自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実について の <u>審査に関する事務</u>	福祉医療費の支給の受給資格認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事</u> 務
特定個人情報1		
		Le /len mart = marte = to marte m
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)第2条第1号
②情報提供者	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ 市町村長	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)第2条第1号 市町村長